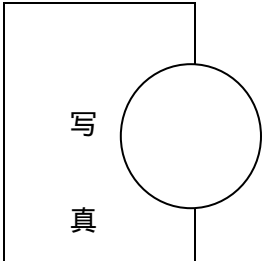



様式第23（第50条関係）

表

		第 号	
エネルギーの使用の合理化に関する法律第87条第14項の規定による 立 入 検 査 証			
	押 出 ス タ ン プ	職名及び氏名	
		年 月 日生	年 月 日交付
		発行者 	

エネルギーの使用の合理化に関する法律抜すい

- 第 87 条 経済産業大臣は、第 7 条第 1 項及び第 4 項並びに第 17 条第 1 項及び第 4 項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、工場においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その工場における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 経済産業大臣は、第 8 条第 1 項及び第 13 条第 1 項（第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第 1 種特定事業者若しくは第 2 種特定事業者に対し、第 1 種エネルギー管理指定工場若しくは第 2 種エネルギー管理指定工場における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、第 1 種エネルギー管理指定工場若しくは第 2 種エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 主務大臣は、第 3 章第 1 節（第 7 条第 1 項及び第 4 項、第 8 条第 1 項、第 13 条第 1 項（第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに第 17 条第 1 項及び第 4 項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第 1 種特定事業者若しくは第 2 種特定事業者に対し、第 1 種エネルギー管理指定工場若しくは第 2 種エネルギー管理指定工場における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、第 1 種エネルギー管理指定工場若しくは第 2 種エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 経済産業大臣は、第 3 章第 2 節及び第 3 節の規定の施行に必要な限度において、指定試験機関若しくは指定講習機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定試験機関若しくは指定講習機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 経済産業大臣は、第 3 章第 4 節の規定の施行に必要な限度において、登録調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録調査機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 8 経済産業大臣は、第 61 条第 1 項及び第 4 項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、荷主に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 9 主務大臣は、第 4 章第 1 節第 2 款（第 61 条第 1 項及び第 4 項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定荷主の

事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

13 経済産業大臣は、前章の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定機器の製造事業者等に対し、特定機器に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定機器の製造事業者等の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、特定機器、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

14 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

15 第1項から第13項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第92条 第3章第1節及び第87条第3項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該工場に係る事業を所管する大臣とする。

2 第4章第1節第2款及び第87条第9項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

3 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第96条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三 第15条第1項(第18条第1項において準用する場合を含む。)、第56条第1項(第69条及び第71条第6項において準用する場合を含む。)、第63条第1項、第75条第5項若しくは第87条第1項から第3項まで若しくは第5項から第13項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第5項から第13項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第97条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

四 第87条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A6とすること。